

くらしの
Be careful!
シグナル

島田市消費生活センター

市民安心課 市民相談係 ☎ 36-7153

見落としが思わぬ出費に!

コインパーキングの表示内容に注意

旅先などで自動車を駐車したいときに便利なのがコインパーキングです。市内でも駅前を中心に、時間制のコインパーキングが多く設置されていますが、表示の見落としや誤解により思わぬトラブルが発生しているため、注意が必要です。

今回は、全国的に急増しているコインパーキング利用時のトラブルについて紹介します。

小さな表示による大きな落とし穴

【事例1】〜おつりが出ない〜

1日300円というコインパーキングを利用した。急いでいたので500円玉を投入したが、おつりが出ない。業者に連絡したが、表示してあるとおり、返金はできないと言われた。

【事例2】〜「最大料金」の認識〜

1日最大500円と表示されていたが、5日間継続して利用したところ、8700円を請求された。「入庫後1回のみ1日500円、その後は1時間100円かかる」という説明を受けた。

【事例1】は、市内でも報告があった事例です。料金や注意事項などコインパーキングの利用に関する規約は、多くの場合、出入口付近に掲示されています。前

近に掲示されています。前



もつて必要な表示がなされているため、利用者の思い込みや不注意により見逃していた場合は、これを覆すことは容易ではありません。業者の責任はどうでしょうか。料金に関する内容など、重要な情報が不適切に表示されている場合は、景品表示法違反(優良誤認)にあたる可能性も考えられます。



【事例2】のケースでは、目立たない場所に小さく「1回限り」と書かれていました。意図的に利用者の誤認を助長しているという見方もできますが、このような場合でも、契約上は、利用者側の責任ということになってしまいます。

ポイント

「1日の区分設定は、深夜0時になるまでですか、駐車から24時間を経過するまでですか」「100円玉は足りていますか」

トラブルを未然に防止するため、利用する前に料金設定やその他の表示を、十分に確認・理解しておくようにしましょう。

なお、不当と思われる表示などにお気づきの際は、島田市消費生活センターに情報提供をお願いします。

☎ 島田市消費生活センター

(市民安心課 市民相談係内)

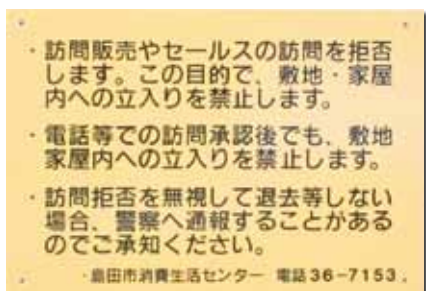
訪問販売禁止板の無料配布

高齢者を中心に、悪質業者による訪問販売の被害が相次いで報告されています。

しつこい訪問販売員の来訪を受けて困ったり、必要のないものをつい買ってしまったりした経験はありませんか。一度購入してしまえば、別の業者も次々に訪問してきます。

不要なものの訪問販売は、まずはっきり断ることが重要です。

「話を聞いてしまうと要らないものでも断れない」という人のため、市では、販売目的の訪問を拒否する内容を記載した禁止板を、希望世帯に無料配布しています。



縦 18 cm × 横 26 cm 厚さ 3 mm
アルミニウム・樹脂合板

※代理の人でも受け渡しできません。プラザおおり1階市民相談係にて随時受け付けていますので、ぜひご利用ください。

☎ 市民安心課 市民相談係

生活用品活用バンク

とき/毎週火曜日・木曜日 午前

9時〜午後4時(祝日・プラザおおり1階を除く)

ところ/市民相談係(プラザおおり1階)

登録方法/電話または直接、市民相談係まで(品物の色、形式などもお伝えください)

①譲ります

▽レンジ台、座卓、ベッド、テーブル(応接用・食卓・スチール製)、ミニコンポ、洗濯機、冷蔵庫、ベビー用品、制服、卓球台、ギター、足踏みミシン、コピー機、石油ファンヒーター、介護用パジャマ、電球、植木鉢、一輪車、ゴルフセット

②譲ってください

▽テレビ台、パソコン机、ピアノ、ロッカー、こたつ、テレビ、食器乾燥器、ランポウオークジヨグ、大正琴、やかん、こたつ布団、自転車、キックボード、介護ベッド、電球

※12月18日現在の状況です。詳しくは、市ホームページの一覧表をご覧ください。

注意点

- 譲りたい物は、自宅で保管
- 値付け可(上限5000円)
- 譲ってほしい人が運搬

☎ 市民安心課 市民相談係

☎ 36・7153